

飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱を次のように定め、令和6年度の事業から適用する。

令和6年5月31日

飯田市長 佐藤 健

飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市内又は下伊那郡内で生産された間伐材その他の木材の利用を促進し、飯田市における林業及び木材産業の振興を図るため、当該木材を使用して住宅の新築又はリフォームの工事を行った者に対し、飯田市産材等利用促進住宅補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和45年飯田市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飯田市産材 飯田市内において生産された間伐材その他の木材を利用して製材された建築用木材であって、信州木材認証製品センター（長野県の木材製品に関する情報を総合的に収集し、管理し、並びに信州木材製品認証制度に関する業務を適正に実施することにより、流通の円滑化及び需用の拡大を図り、長野県の林業及び木材関連産業の振興に寄与することを目的とする団体をいう。以下この条において同じ。）が認証した製品その他市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 南信州産材 飯田市内及び下伊那郡内において生産された間伐材その他の木材を混合し、及び利用して製材された建築用木材であって、信州木材認証製品センターが認証した製品その他市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 飯田市産材等 飯田市産材及び南信州産材をいう。
- (4) 新築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築物を新築することをいう。
- (5) リフォーム 建築基準法第2条第13号に規定する建築物を増築し、若しくは改築すること又は住宅を修繕し、若しくは模様替をすることをいう。
- (6) 対象住宅 次のアからウまでのいずれにも該当すると市長が認める住宅をいう。
 - ア 専ら居住の用に供するもの
 - イ 第6条第1項の規定による申請書の提出（以下「申請」という。）の日の属する年度の3月31日までに建築等（新築又はリフォームの工事をいう。以下同じ。）が完了することが見込まれる住宅
 - ウ 住宅の内装、外装等へ飯田市産材等を使用した旨の表示を行うもの
- (7) 使用量に対する補助金 対象住宅の建築等に使用する木材に占める飯田市産材等の総使用量（第5条及び別表において「総使用量」という。）に応じて交付する補助金
- (8) 表示に対する補助金 対象住宅に市長が適当と認める表示（当該対象住宅の建築等に飯田市産材等を使用している旨のもの）を行ったことに対して交付する補助金

- (9) 建築主 対象住宅を所有する者
- (10) 材木店 建築等に使用する飯田市産材等を販売する者
- (11) 設計工務店 建築主と建築等の設計及び工事に係る請負契約を締結した者
- (12) 工務店 建築主と建築等の工事に係る請負契約を締結した者
- (13) 設計事務所 建築主と建築等の設計に係る請負契約を締結した者
- (14) 飯田版ＺＥＨ 飯田市飯田版ＺＥＨ普及促進事業補助金交付要綱（令和４年飯田市告示第117号）第２条第１号の飯田版ＺＥＨに該当する住宅
（補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 使用量に対する補助金 材木店、設計工務店、工務店又は設計事務所
- (2) 表示に対する補助金 建築主
（補助金の交付）

第４条 市長は、建築等を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２ 表示に対する補助金の交付は、一の対象住宅につき１回のみとする。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 使用量に対する補助金 総使用量に応じ、別表に掲げる額。ただし、南信州産材を使用した建築等により対象住宅が飯田版ＺＥＨに該当すると市長が認めたものについて交付する補助金の額は、同表に掲げる額の半額とする。
- (2) 表示に対する補助金 飯田市産材を使用した住宅の建築主に対して５万円。南信州産材を使用した住宅の建築主に対しては、飯田市産材を使用した住宅の建築主の額の半額とする。

（補助金の交付の申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築等の着工前に、飯田市産材等利用促進住宅補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 市長が別に定める建築等に係る次の書類
 - ア 飯田市産材等利用促進住宅建設計画概要書
 - イ 木材使用量算出表
 - (2) 建築等に係る建築確認申請書の写し等対象住宅の建設予定の概要が分かる書類
 - (3) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - (4) 対象住宅の新築の予定地又はリフォームの着工前の全体及び各施工箇所の写真
 - (5) 建築等に係る工事請負契約書若しくは設計請負契約書又は請書の写し
 - (6) 使用量に対する補助金にあっては、補助金の申請を行うことについて建築主が同意したことが確認できる書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ２ 前項の規定にかかわらず、一の対象住宅に係る同項各号に掲げる書類で、重複するものは、添付を省略することができる。

（交付の決定）

第７条 市長は、申請があったときは、その内容について審査し、補助金を交付するか否かを決定し、書面により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第6条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、飯田市産材等利用促進住宅補助金変更承認申請書（様式第2号）に、同条各号に掲げる書類のうち内容に変更が生じた後の書類を添付して提出し、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金等交付規則第5条第3号に規定する事項
（実績報告）

第9条 申請者は、建築等が完了した日から30日を経過する日又は申請をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飯田市産材等利用促進住宅補助金実績報告書（様式第3号。次条において「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 市長が別に定める飯田市産材等利用促進住宅工事完了報告書
- (2) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証及び同法第7条第5項に規定する検査済証の写しその他の対象住宅の建設概要の分かる書類
- (3) 申請書に添付したものに変更があった場合は、木材使用量算出表
- (4) 使用された木材が飯田市産材等であることを証する出荷証明書
- (5) 信州木材認証製品出荷証明書
- (6) 申請書に添付したものに変更があった場合は、対象住宅の配置図、平面図及び立面図
- (7) 飯田市産材等が使用されていることが分かる屋根の工事の完了時及び竣工時の対象住宅の全景並びに室内の写真
- (8) 表示に対する補助金にあつては、飯田市産材等を使用した旨の分かる表示の写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（額の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定した内容を変更するか否かを決定し、及びその額を確定し、書面により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、飯田市産材等利用促進住宅補助金交付請求書（様式第4号。次条において「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、請求書の提出があったときは、請求書に記載された指定の金融機関の口座に振り込む方法により補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、市長にこれを返還しなければならない。

（設置状況の確認）

第15条 市長は、補助金の交付に係る事務を適正に執行するために必要と認めるときは、対象住宅の状況を確認するものとする。

2 申請者は、市長が行う前項の規定による確認について協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

総使用量	材木店 （円）	設計工務店 （円）	工務店 （円）	設計事務所 （円）
2立方メートル以上3立方メートル未満	25,000	90,000	45,000	45,000
3立方メートル以上4立方メートル未満	37,500	95,000	47,500	47,500
4立方メートル以上5立方メートル未満	50,000	100,000	50,000	50,000
5立方メートル以上6立方メートル未満	62,500	105,000	52,500	52,500
6立方メートル以上7立方メートル未満	75,000	110,000	55,000	55,000
7立方メートル以上8立方メートル未満	87,500	115,000	57,500	57,500
8立方メートル以上9立方メートル未満	100,000	120,000	60,000	60,000
9立方メートル以上10立方メートル未満	112,500	125,000	62,500	62,500
10立方メートル以上11立方メートル未満	125,000	130,000	65,000	65,000
11立方メートル以上12立方メートル未満	137,500	135,000	67,500	67,500
12立方メートル以上13立方メートル未満	150,000	140,000	70,000	70,000
13立方メートル以上14立方メートル未満	162,500	145,000	72,500	72,500
14立方メートル以上15立方メートル未満	175,000	150,000	75,000	75,000
15立方メートル以上16立方メートル未満	187,500	155,000	77,500	77,500
16立方メートル以上17立方メートル未満	200,000	160,000	80,000	80,000
17立方メートル以上18立方メートル未満	212,500	165,000	82,500	82,500
18立方メートル以上19立方メートル未満	225,000	170,000	85,000	85,000
19立方メートル以上20立方メートル未満	237,500	175,000	87,500	87,500
20立方メートル以上21立方メートル未満	250,000	180,000	90,000	90,000
21立方メートル以上22立方メートル未満	262,500	185,000	92,500	92,500
22立方メートル以上23立方メートル未満	275,000	190,000	95,000	95,000
23立方メートル以上24立方メートル未満	287,500	195,000	97,500	97,500
24立方メートル以上25立方メートル未満	300,000	200,000	100,000	100,000
25立方メートル以上26立方メートル未満	312,500	205,000	102,500	102,500
26立方メートル以上27立方メートル未満	325,000	210,000	105,000	105,000
27立方メートル以上28立方メートル未満	337,500	215,000	107,500	107,500
28立方メートル以上29立方メートル未満	350,000	220,000	110,000	110,000
29立方メートル以上30立方メートル未満	362,500	225,000	112,500	112,500
30立方メートル以上31立方メートル未満	375,000	230,000	115,000	115,000
31立方メートル以上32立方メートル未満	387,500	235,000	117,500	117,500
32立方メートル以上33立方メートル未満	400,000	240,000	120,000	120,000
33立方メートル以上34立方メートル未満	412,500	245,000	122,500	122,500
34立方メートル以上35立方メートル未満	425,000	250,000	125,000	125,000
35立方メートル以上36立方メートル未満	437,500	255,000	127,500	127,500
36立方メートル以上37立方メートル未満	450,000	260,000	130,000	130,000
37立方メートル以上38立方メートル未満	462,500	265,000	132,500	132,500
38立方メートル以上39立方メートル未満	475,000	270,000	135,000	135,000
39立方メートル以上40立方メートル未満	487,500	275,000	137,500	137,500
40立方メートル以上	500,000	280,000	140,000	140,000

様式第 1 号（第 6 条関係）

飯田市産材等利用促進住宅補助金交付申請書

年 月 日

飯田市長

申請者 住所
（法人にあつては所在地）
氏名 印
（法人にあつては代表者氏名）
電話番号

飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金の種類 使用量に対する補助金 ・ 表示に対する補助金

2 補助金申請額 _____ 円

3 住宅の概要

別添の飯田市産材等利用促進住宅建設計画概要書のとおり

4 添付書類 次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

- (1) 飯田市産材等利用促進住宅建設計画概要書
- (2) 木材使用量算出表
- (3) 建築等に係る建築確認申請書の写し等対象住宅の建設予定の概要が分かる書類
- (4) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (5) 対象住宅の新築の予定地又はリフォームの着工前の全体及び各施工箇所の写真
- (6) 建築等に係る工事請負契約書若しくは設計請負契約書又は請書の写し
- (7) 使用量に対する補助金にあつては、補助金の申請を行うことについて建築主が同意したことが確認できる書類

様式第2号（第8条関係）

飯田市産材等利用促進住宅補助金変更承認申請書

年 月 日

飯田市長

申請者 住所
（法人にあっては所在地）
氏名 印
（法人にあっては代表者氏名）
電話番号

年 月 日付 飯林第 号 で交付の決定を受けた飯田市産材等利用促進住宅補助金について、計画を変更したいので、飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱第8条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の種類 使用量に対する補助金 ・ 表示に対する補助金
- 2 変更後の補助金申請額 _____ 円（変更前 _____ 円）
- 3 住宅の概要
別添の飯田市産材等利用促進住宅建設計画概要書のとおり
- 4 添付書類（提出した交付申請書に添付した書類の内容に変更が生じたものに限る。）
 - (1) 飯田市産材等利用促進住宅建設計画概要書
 - (2) 木材使用量算出表
 - (3) 建築等に係る建築確認申請書の写し等対象住宅の建設予定の概要が分かる書類
 - (4) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - (5) 対象住宅の新築の予定地又はリフォームの着工前の全体及び各施工箇所の写真
 - (6) 建築等に係る工事請負契約書若しくは設計請負契約書又は請書の写し

飯田市産材等利用促進住宅補助金実績報告書

年 月 日

飯田市長

申請者 住所
（法人にあつては所在地）
氏名 印
（法人にあつては代表者氏名）
電話番号

年 月 日付 飯林第 号 で交付の決定を受けた飯田市産材等利用促進住宅補助金に係る建築等が完了したので、飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の種類 使用量に対する補助金 ・ 表示に対する補助金
- 2 住宅の概要
別添の飯田市産材等利用促進住宅工事完了報告書のとおり
- 3 添付書類 次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの
 - (1) 飯田市産材等利用促進住宅工事完了報告書
 - (2) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証及び同法第7条第5項に規定する検査済証の写しその他の対象住宅の建設概要の分かる書類
 - (3) 申請書に添付したものに変更があった場合は、木材使用量算出表
 - (4) 使用された木材が飯田市産材等であることを証する出荷証明書
 - (5) 信州木材認証製品出荷証明書
 - (6) 申請書に添付したものに変更があった場合は、対象住宅の配置図、平面図及び立面図
 - (7) 飯田市産材等が使用されていることが分かる屋根の工事の完了時及び竣工時の住宅の全景並びに室内の写真
 - (8) 表示に対する補助金にあつては、飯田市産材等を使用した旨の分かる表示の写真

飯田市産材等利用促進住宅補助金交付請求書

年 月 日

飯田市長 様

申請者 住所
（法人にあつては所在地）
氏名 印
（法人にあつては代表者氏名）
電話番号

年 月 日付 飯林第 号 で額の確定がされた飯田市産材等利用促進住宅補助金を、飯田市産材等利用促進住宅補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の種類 使用量に対する補助金 ・ 表示に対する補助金
- 2 補助金請求額 _____円

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協・組合										本店・支店・出張所	
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号	番号（左づめで記入）							（フリガナ）	
											口座名義	
ゆうちょ 銀行口座 への振込 を希望す る場合	店番		番号（左づめで記入）							（フリガナ）		
				口座番号							口座名義	